

## 沙美海岸での観光誘客促進事業

### 「HELLO沙美海岸トライアル」実施要項

HELLO沙美海岸プロジェクトチーム

倉敷市観光課

倉敷観光コンベンションビューロー

令和6年2月5日時点版

## 1 事業の目的

本市の玉島エリアにある沙美海岸は日本最古の海水浴場と言われており、「日本の渚百選」に選ばれている美しい砂浜であり、夏の間には多くの方に海水浴場として利用していただいています。

一方で、瀬戸内海の多島美など、他地域とは異なる風景を楽しめる絶好のロケーションにも関わらず、海開き期間以外での有効活用を図れていない現状です。

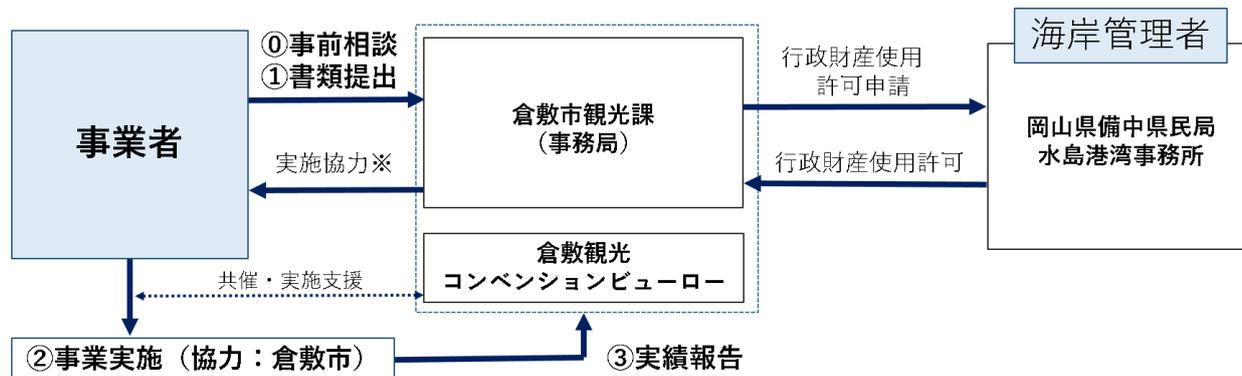
そのような現状を踏まえ、観光関連事業者の皆さまに試験的に活用していただくことで、本市の観光資源としての更なる磨き上げに繋げることを目的とし、「HELLO沙美海岸トライアル」を実施いたします。

季節ごとに表情を変える沙美海岸で、事業の実施をご検討されている事業者様はぜひご活用ください。

## 2 事業の概要

### (1) 事業スキーム

本事業では、国が所有し、管理を岡山県が行っている沙美海岸を倉敷市が事業者の皆さまとの間に入り「協力」することで行政財産の目的外使用を可能にします。



### (2) 期待される効果

本事業により、次のような効果が期待されます。

#### ○事業者側

- ・ 短期間の試験的利用のため負担が少なく、立地や使い勝手、採算性の感触をつかめます。
- ・ アイデアに対するニーズの有無、コンセプトがマッチしているかを確認できます。
- ・ 通常活用が難しい場所を利用できます。（海岸の使用）

#### ○倉敷市側

- ・ 試験的利用を通じた事業者の皆様からの提案や対話を通じ、周辺のエリア価値の向上や受入環境整備等の参考になります。
- ・ 今後の公民連携事業に対する機運の醸成ができます。

### 3 施設情報

○西浜海岸駐車場（西）



○西浜海岸駐車場（東）



○周辺環境

西浜海岸



東浜海岸



西浜海岸トイレ（中央）



東浜海岸トイレ

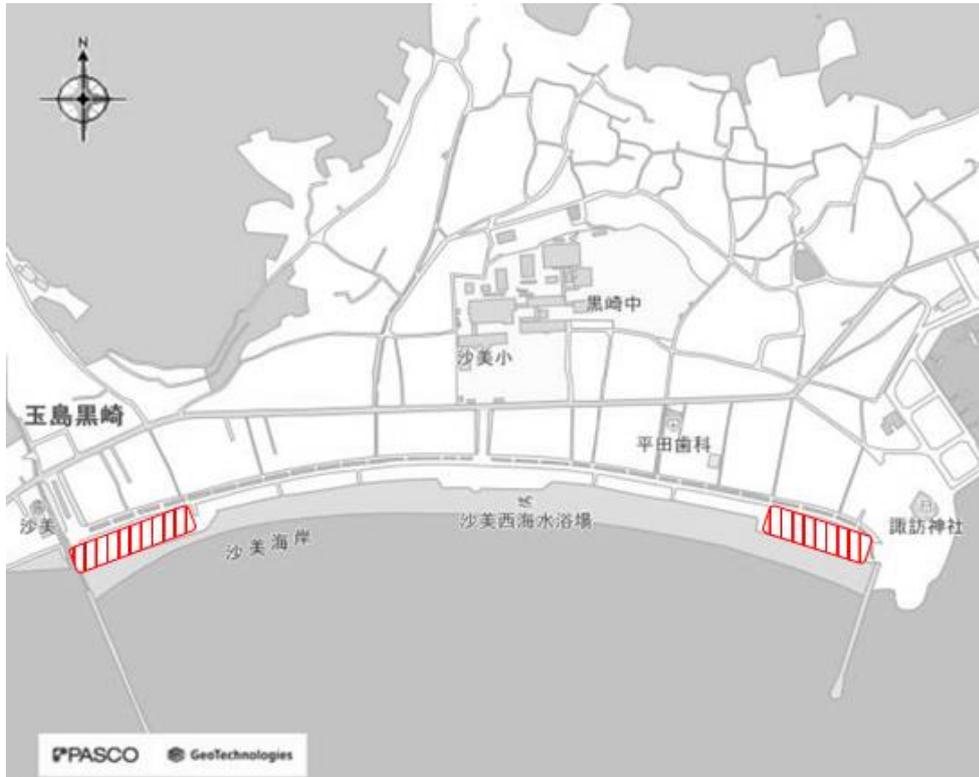


○施設情報

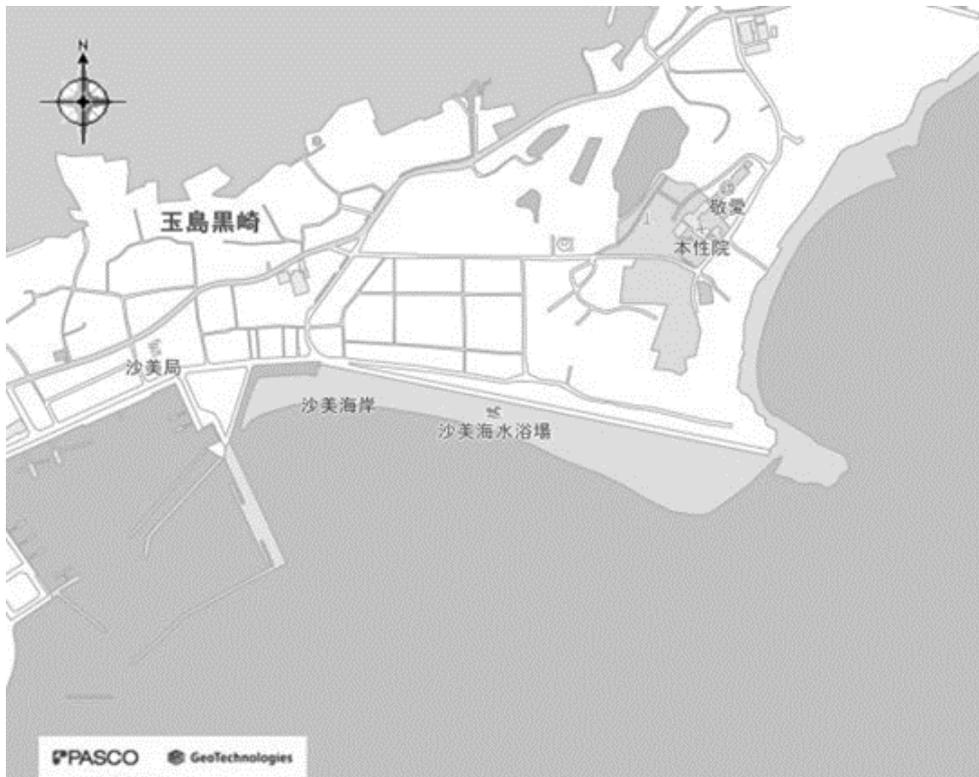
施設名	沙美海岸（駐車場）
場所	倉敷市玉島黒崎6060（西浜・代表地点）
所有形態	国（管理者：岡山県）
管理運営	海岸：岡山県備中県民局水島港湾事務所 駐車場：倉敷市玉島支所（県からの再委託）
敷地面積	西浜海岸駐車場（西）3,270㎡・（東）2,930㎡
周辺機能	○西浜海岸駐車場（西） 駐車可能台数    64台（無料） トイレ    西・中央・東 ○西浜海岸駐車場（東） 駐車可能台数    81台（無料） トイレ
開放時間	午前7時～午後10時
都市計画区域	市街化調整区域
その他規制等	夜間花火禁止区域

## ○位置図

### 西浜



### 東浜



※原則赤斜線部分（駐車場部分）が実施可能範囲。

※砂浜部分のご利用をご希望の場合はご相談ください。

## 4 参加条件資格等

### (1) 参加条件

事業の実施を希望する者は（以下「事業実施希望者」といいます。）、「提案内容を実行する意思と能力（資格）を有する次の者」とします。

○民間企業、NPO法人等の法人

○個人事業主

○任意団体

※事業者規模・法人格の有無は問いません。

※複数の企業・団体等の共同体での応募も可能ですが、この場合には事前相談時に事業実施希望者の構成員すべてを明らかにすること。

### (2) 対象除外

次のいずれかに該当する事業実施希望者は参加することができません。

○地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当するもの。

（一般競争入札の参加者の資格）

第六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者

○会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者、または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている者

○暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者。

○宗教活動、政治活動を主たる目的としている者。

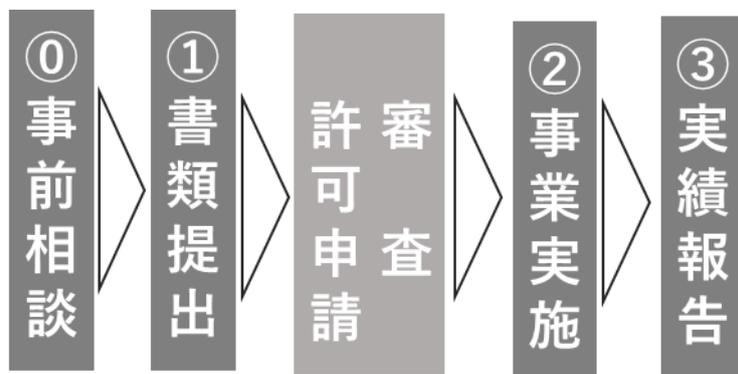
○その他市長が事業実施希望者として適切ではないと判断した者。

## 5 実施の流れ

●令和6年2月5日（月）～令和6年3月15日（金） 事前相談募集期間

●令和6年3月1日（金）～令和6年3月31日（日）※ 実施（随時）

※期間中であっても他事業等により使用できない場合があります。



### ①事前相談（・現地確認）

参加検討・書類作成に向けた事前相談を受け付けます。事前相談は必須です。

※現地確認は任意ですので、希望される場合は事務局と調整してください。

※最終的な使用許可判断は、施設管理者である岡山県備中県民局水島港湾事務所が判断し、施設管理者の使用許可を以て採択となります。事前相談を以て採択の決定を行うものではありません。

### ①書類提出

- 事前相談書（様式1）  
事業内容、スケジュール等
- 誓約書（様式2）
- 平面図（求積図）（様式3）

※事業期間は原則として、最短1日～最長2週間程度とします。

※複数の事業者で利用が重なった場合や市の他事業等との調整により、実施日時の変更をお願いする場合があります（原則として、事前相談順に採択します）。

※同一事業者が2回以上実施することを妨げるものではありませんが、事業内容の変更（主旨やターゲットの変更も含む）をお願いします。

※提出書類は返却しません。また、提案審査以外の目的で使用しません。

※提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を使用した結果生じた責任は、事業実施希望者が負うものとします。

## ②事業実施

本市から岡山県備中県民局水島港湾事務所に対し、行政財産使用許可申請を行い許可を受けた後、事業実施となります。

広報物やSNSでの発信の際は、必ず「協力：倉敷市」の文言を付け加えてください。

その他、後述「7 事業実施にあたって」をご留意いただいた上で事業を実施してください。

## ③実績報告提出

### ●実績報告書（様式4）

※暫定利用期間終了後、概ね1か月以内に提出してください。

※本市施策検討のため、意見交換をお願いする場合があります。

## 6 事業実施にあたっての要件等

### ●事業実施内容は次のすべてに該当することが必要です。

- ・本市の観光振興に資するものであること
- ・沙美海岸および駐車場の現在の機能を維持するものであること  
(事業を実施している間も、一般の海岸利用や駐車場の利用を妨げないこと)  
(事業実施によって発生したごみの回収や清掃は責任を持って行うこと)
- ・確実に実施できること
- ・建築物、建築設備等（簡易に撤去できるものを除く）を設置するものではないこと
- ・事業実施にあたり必要となる許認可を取得すること（飲食店営業許可など）

### ●採択の対象外となるもの

- ・政治的または宗教的活動なもの
- ・公序良俗に反するもの

- ・特定の者を利用させるもの（会員のみを対象したものや、愛好会サークル活動等）
- ・その他市長が事業目的との関連性が低いと判断するもの
- 実施期間は、施設管理者である岡山県備中県民局水島港湾事務所が許可した期間とします。
- 事業実施にかかる書類作成費用、事業実施にあたっての資金調達は全て利用者の負担とします。
- 近隣住民への配慮（騒音・悪臭・顧客マナーへの対策等）に十分ご配慮ください。

## 7 事業実施にあたって

- 事業実施希望者が実施する事業は事業実施希望者が責任を以て遂行してください。  
実施事業に伴い発生するリスクについては事業実施希望者が負うものとします。
- 事業実施内容を公表する場合があります。その場合は事前に事業実施希望者へご連絡させていただきます。
- 提案内容に反するなど制度の目的から逸脱し、市からの注意にも応じない場合には事業実施を中止する場合があります。

## 8 お問い合わせ・相談先

HELLO沙美海岸プロジェクトチーム（下記どちらかにご連絡ください）

- ・倉敷市文化産業局文化観光部観光課（事務局） 担当者：猪股・岡田・杉岡  
TEL：086-426-3411（平日8:30～17:15）
- ・（公社）倉敷観光コンベンションビューロー 担当者：兵頭・市川・井上  
TEL：086-421-0224（平日8:30～17:15）

※下記QRコードよりGoogleフォームからお問い合わせも可能です。

<お問合せフォーム>

